

第46回敬老会のお知らせ

◇と き 9月17日(月) 午前10時より
◇ところ 小野町多目的研修集会施設大ホール

当日は送迎バスを運行する予定です。
なお、該当される方には招待状をお送りしました。
ぜひ、ご出席ください。

敬老祝金は全額商品券で支給します

町商店街の活性化と個人消費の拡大を図るため、今年度も敬老祝金の全額を商品券で支給します。

◇使用できる期間

平成19年9月17日(月)から
平成20年3月16日(日)まで

◇利用できる商店等について

当日、お配りする敬老会のしおりに記載されています。
なお、支給金額は次のとおりですので、確認の上、ご使用ください。

年齢	商品券
75歳以上	5,000円



昨年の敬老会のように
小戸神小学校児童による余興

9月17日は『敬老の日』です

豊富な知識と経験を有し、多年にわたって社会の進展に寄与された高齢者を敬愛するとともに高齢者への理解を深めるため、9月の第3日曜日を「敬老の日」とし、9月15日から21日までが「老人週間」とされており、小野町の65歳以上の高齢者は平成19年6月29日現在で男1284名、女1965名、計

3249名で、高齢化率は26.82%(前年比0.52%の伸び)となっています。
高齢化率が年々増加している今日、「敬老の日・老人週間」を契機に家庭で高齢者の生きがいや健康、介護、高齢社会における家庭の役割などを話し合ってみましょう。

戦没者の遺族のみならずへ 特別弔慰金の手続きはお済みですか？

戦没者の遺族の方々に対し、国の弔意を表するため、特別弔慰金を支給しています。

特別弔慰金の受給権者は、平成17年4月1日現在で、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない遺族です。

次に掲げる遺族のうち、その順位に従って最も順位が先の方お一人に、40万円の国庫債券が支給され、一年につき4万円ずつ10年にわたって交付されます。(同順位の方が複数いるときは、お一人を選定して請求いただきます)

●順位

一 平成17年4月1日までに弔慰金(遺族国

庫債券)を受けた方

二 戦没者の子

三 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、戦没者の死亡当時、戦没者と同一生計関係にあった方で、養子縁組や婚姻により姓が変わっていない方)

四 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(前記三以外の方)

五 戦没者と三親等以内の親族(叔父叔母・甥姪など)のうち、戦没者の死亡時まで一年以上同一生計にあった方

●請求期限は平成20年3月31日までです。
◆問い合わせ 健康福祉課 ☎72-6934

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者のみなさまへ 特別慰労品の贈呈

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、旧軍人などで恩給などを受けていない恩給欠格者や戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された方、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方の「ご本人」に、内閣総理大臣の「特別慰労品」を贈呈しています。

なりません。

なお、資格要件などのお問い合わせは、独立行政法人平和祈念事業特別基金までお問い合わせください。(無料電話0120-01234-933)

過去の「特別慰労品」を贈呈しています。
過去に内閣総理大臣からの書状などを受けた方や、書状の請求をしなかった方も対象と

※請求書は、健康福祉課に置いてあります。
※請求期限は、平成21年3月31日までです。